

**経済産業副大臣兼原子力災害現地対策本部長
石井 正弘 様**

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和3年11月5日

福島県相馬郡飯舘村長 杉 岡 誠

飯館村の復興・再生に向けた要望書

東日本大震災から10年7か月が経過し、帰還困難区域を除き避難指示が解除されてから、早4年7か月が経過しました。

本年10月1日現在、村に居住している村民は1,475人と震災前のおよそ25%。うち、65歳以上の高齢者は65%を占めており、若者と子供が戻らないという原発事故の特異性が如実に表れています。

こうした中、復興拠点施設としての「道の駅までい館」や多目的交流施設「ふかや風の子広場」のオープン、営農や商工業等の再開、さらには令和2年4月には、小中一貫校としての義務教育学校「いいたて希望の里学園」の開校など復興に向け着実に前進しているところです。

また村で唯一の帰還困難区域である「長泥地区」では、特定復興再生拠点（以下、区域と記します。）における様々な整備と合わせて、環境省による世界でも初めての「環境再生事業」や内閣府による「区域外での線量低減実証事業」が実施され、これまでになく住民の長泥地区での活動意欲が高まっているところです。この意欲の高まりを帰還促進ならびに移住定住促進につなげるための施策展開が今こそ必要であります。

こうした区域の内外で長泥地区の復興・再生を進めることは、村はもちろん、国においても大きな意義があるものと考えています。

ついては、これら区域の内外を含め、本村の復興・再生事業に取り組むにあたり、当面する課題として下記事項について要望いたします。

記

1 帰還困難区域の再生・発展のための施策展開について

(1) 「営農」の実現について

特定復興再生拠点区域内においては、農の再生ゾーン（環境再生事業エリア、除染エリア）での作付け再開に向けて、「営農」に関する各種事業の実施ができるようになる見込みであるが、特定復興再生拠点区域外においても、将来の営農に向けて各種事業が実施できるようにすること。

(2) 企業誘致・産業誘致の実現について

特定復興再生拠点区域内においては、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の優遇措置が講じられているが、避難指示解除前に限定されている。こうした情報の周知期間や、企業における事業実現性の検討期間を考慮すると、避難指示解除時期を現在想定されている令和5年春までとするならば、非常に短い期間と言わざるを得ない。

このことから、避難指示解除後においても一定期間の企業立地支援の補助率を維持すること。

(3) F I T単価の優遇措置について

特定復興再生拠点区域内外での土地活用の手法の一つとして、太陽光発電事業が有効とされる。しかしF I T価格の下落や、高額な電力連携接続工事負担金などが進出企業の足枷となっている。

このことから、帰還困難区域でのF I T価格の増額等の柔軟な対応を図ること。

2 企業立地について

これまで、村内への大型の企業立地案件が進められていたが、当該企業の当初計画が変更となり、当該事業計画の見直しが進められている。

当該企業による当初の事業計画では、25人程度の村内新規雇用だけでなく、原料の大部分を被災12市町村内企業から購入するなど、村のみならず周辺地域にも大きな経済効果が見込まれる内容となっている。

このため、令和3年度における自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金申請は前述のとおり延期となったが、再度事業計画が整い、事業実施できる体制が整った際には、改めてご対応をお願いしたい。

また、本村の産業再生、創出にあたっては、復興創成期間中、早期の企業誘致が必須であり、引き続き、ご対応をお願いしたい。

3 福島第一原子力発電所の確実な廃炉について

確実な廃炉に向けて、万全の態勢で取り組むこと。